

投資信託取引規定集変更一覧（改定日：2022 年 5 月 13 日）

1. 投資信託総合取引規定

改定前	改定後
13. （償還乗換え優遇制度の取扱い） 投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）で償還乗換え優遇制度の適用のある投資信託受益権等の購入において、同制度の適用のお申込があった場合には、投資信託説明書（交付目論見書）等の規定に従い手数料を優遇いたします。お申込みは、償還となった投資信託受益権等の取扱店にお申出下さい。 ただし、以下の場合においては、当該制度の適用はいたしません。 ①みずほ積立投信契約による投資信託受益権等の購入 ②みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕による購入 ③償還となった投資信託受益権等の取扱店以外の本店、支店、出張所でのお申込	13. （償還乗換え優遇制度の取扱い） 投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）で償還乗換え優遇制度に伴う手数料優遇等の記載のある投資信託受益権等の購入においても、当行では当該制度の適用はせず、手数料の優遇等はいたしません。

7. みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定

改定前	改定後
5. （償還乗換え優遇） みずほ積立投信は償還乗換え優遇の取扱いをいたしません。	削除 （以降、条項繰上）